

専決処分につき承認を求めることについて
(滋賀県税条例の一部を改正する条例)

1 趣旨

第221回国会における「地方税法等の一部を改正する法律」の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例等の規定のうち、令和8年4月1日に施行すべきものについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分により改正したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めようとするもの。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 適用期限の延長

- (ア) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等に係る適用期限の延長【令和9年12月31日まで】(付則第4条の3関係)
- (イ) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等繰越控除等に係る適用期限の延長【令和9年12月31日まで】(付則第4条の4関係)
- (ウ) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限の延長【令和12年度分の個人の県民税まで】(付則第6条関係)
- (エ) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税特例の適用停止期限の延長【令和11年3月31日まで】(付則第12条関係)
- (オ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限の延長【令和11年度分の個人の県民税まで】(付則第13条の2関係)

イ 所得税における基礎控除の引き上げに伴う所要の措置

- (ア) 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における、特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する措置を講ずる。(第21条の2および付則第6条の2関係)
- (イ) 住宅借入金等特別税額控除における、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する。(付則第5条の4関係)

(2) 不動産取得税

ア 不動産取得税の免税点を次のとおり引き上げる。(第39条の4関係)

区分	改正後	(改正前)
土地	16万円	(10万円)
家屋(建築)	66万円	(23万円)
家屋(承継)	34万円	(12万円)

イ 特例措置の新設、延長および廃止

(ア) 新設

診療所の開設者または管理者が医療法に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。(付則第8条関係)

(イ) 適用期限の延長

- a 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限の延長【令和13年3月31日まで】(付則第7条の4関係)
- b 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限の延長【令和13年3月31日まで】(付則第7条の4関係)
- c 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長【令和11年3月31日まで】(付則第8条関係)
- d 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長【令和13年3月31日まで】(付則第8条関係)
- e 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長【令和10年3月31日まで】(付則第8条関係)
- f 認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長【令和10年3月31日まで】(付則第8条関係)
- g 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限定した上で、適用期限の延長【令和11年3月31日まで】(付則第22条関係)
- h 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上で、適用期限の延長【令和11年3月31日まで】(付則第22条関係)

(ウ) 廃止

東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止する。(付則第22条関係)

(3) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。(付則第10条の2の7、第10条の2の8、第24条関係)

	税率	根拠条項	
本則税率	15,000円/kl	条例第58条の4	
当分の間税率 (いわゆる暫定税率)	本則税率の規定にかかわらず 32,100円/kl	条例付則第10条の2の7	← 廃止

(4) 自動車税

ア 自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。(第2章第8節関係等)

イ グリーン化特例(税率の特例措置)の見直し・延長【2年延長】(付則第10条の3関係)

特例割合		適用対象車	改正の内容
軽課 (取得の翌年度)	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車	令和8年度取得分および令和9年度取得分について適用対象に追加する。
		2030年度基準90%達成(営業用乗用車のみ) ※令和7年度取得分まで	令和7年度取得分までとし延長は行わない。
	50%軽減	2030年度基準70%達成(営業用乗用車のみ) ※令和6年度取得分まで	既に適用期限を迎えているため規定を削除する。
重課	15%重課 (バス・トラックは10%重課)	ガソリン車(13年超) ※ハイブリッド車を除く ディーゼル車(11年超)	2年延長する。

(5) その他

ア 関係条例について必要な改正を行う。

イ その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税および自動車税について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における、特例控除額の計算上用いる人的控除差調整額について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算する措置を講ずることとします。（第21条の2、付則第6条の2関係）

イ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和9年12月31日まで延長することとします。（付則第4条の3関係）

ウ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和9年12月31日まで延長することとします。（付則第4条の4関係）

エ 住宅借入金等特別税額控除における、居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算することとします。（付則第5条の4関係）

オ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和12年度分の個人の県民税まで延長することとします。（付則第6条関係）

カ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和11年3月31日まで延長することとします。（付則第12条関係）

キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度分の個人の県民税まで延長することとします。（付則第13条の2関係）

(2) 不動産取得税

ア 免税点について、土地の取得にあつては16万円（改正前は10万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては66万円（改正前は23万円）、その他のものにあつては34万円（改正前は12万円）に引き上げることとします。（第39条の4関係）

イ 診療所の開設者または管理者が医療法（昭和23年法律第205号）に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産について、当該取得が令

和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとします。(付則第8条関係)

ウ 次のとおり特例措置等の適用期限を延長することとします。

(ア) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)

(イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)

(ウ) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和11年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(エ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置について、適用期限を令和13年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(オ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(カ) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)

(キ) 東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋(以下「被災家屋」という。)の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下「代替家屋」という。)を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を被災家屋が福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとします。(付則第22条関係)

(ク) 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下「従前の土地」という。)の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置について、対象を従前の土地が福島県の区域内にあるものに限定した上、その適用期限を令和11年3月31日まで延長することとします。(付則第22条関係)

エ 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成23年3月11日における所有者(農業を営む者に限る。)等が、当該農用地に代わるものと知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置を廃止することとします。(付則第22条関係)

(3) 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととします。

(付則第10条の2の7、第10条の2の8、第24条関係)

(4) 自動車税

ア 令和8年4月1日に自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を自動車税とするほか、所要の規定の整備を行うこととします。(第2章第8節関係)

イ 排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例措置について、次のとおり延長することとします。(付則第10条の3関係)

(ア) 環境負荷の少ない自動車

令和8年度および令和9年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する特例措置を講ずることとします。

(イ) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)、一般乗合用のバス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね100分の15(バスおよびトラックについては概ね100分の10)を重課する特例措置を講ずることとします。

a ガソリン自動車または石油ガス自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b 軽油自動車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

3 その他

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

(3) 関係条例について必要な改正を行うこととします。

(4) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節～第7節 省略</p> <p> 第8節 自動車税（第59条—<u>第73条の16</u>）</p> <p> 第9節～第11節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>第4章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p> （県税事務所等の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第4条 省略</p> <p> 2～4 省略</p> <p>5 知事は、自動車税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に委任する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節～第7節 省略</p> <p> 第8節 自動車税（第59条—<u>第73条の6</u>）</p> <p> 第9節～第11節 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>第4章 省略</p> <p>付則</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p> （県税事務所等の長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第4条 省略</p> <p> 2～4 省略</p> <p>5 知事は、自動車税に係る徴収金の賦課徴収、過料の徴収ならびに犯則事件の調査および処分に関する事項については、第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に委任する。</p>

(1) 納期限後75日を経過した自動車税の種別割に係る徴収金（当該徴収金を納付すべき者の住所（法人にあつては、主たる事務所または事業所の所在地）が県内にあるものに限る。）の徴収に関する事項 当該徴収金を納付すべき者の住所（法人にあつては、主たる事務所または事業所の所在地）を所管する県税事務所の長

(2) 省略

6・7 省略

第5条～第10条 省略

（納税証明書の交付手数料）

第11条 省略

2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに500円とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。

(1)・(2) 省略

(3) 第73条の11第1項から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書

3～5 省略

第12条～第21条 省略

（寄附金税額控除）

第21条の2 省略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支

(1) 納期限後75日を経過した自動車税_____に係る徴収金（当該徴収金を納付すべき者の住所（法人にあつては、主たる事務所または事業所の所在地）が県内にあるものに限る。）の徴収に関する事項 当該徴収金を納付すべき者の住所（法人にあつては、主たる事務所または事業所の所在地）を所管する県税事務所の長

(2) 省略

6・7 省略

第5条～第10条 省略

（納税証明書の交付手数料）

第11条 省略

2 前項の手数料の額は、同項の証明書1枚ごとに500円とする。ただし、次に掲げる証明書については、手数料を徴収しない。

(1)・(2) 省略

(3) 第73条第1項_____から第3項までの規定による申告書に添付するため、交付請求のあつた証明書

3～5 省略

第12条～第21条 省略

（寄附金税額控除）

第21条の2 省略

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支

出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

- (1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項

_____において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

省略

- (2)・(3) 省略

第21条の3～第39条の3 省略

(不動産取得税の免税点)

出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

- (1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号

_____および第3号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

省略

- (2)・(3) 省略

第21条の3～第39条の3 省略

(不動産取得税の免税点)

第39条の4 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下本条において同じ。）につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 省略

第39条の5～第58条の23 省略

（自動車税に関する用語の意義）

第59条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

一。

(1) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として施行令第44条に規定する物を含む。）のうち、同法第3条に規定する普通自動車および同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

(2) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。

（自動車税の納税義務者等）

第60条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性

第39条の4 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この条において同じ。）につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。

2 省略

第39条の5～第58条の23 省略

（自動車税に関する用語の意義）

第59条 自動車税について、「自動車」とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車および同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

（削除）

（削除）

（自動車税の納税義務者等）

第60条 自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。

能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項および第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定する者を含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。

（自動車税のみならず課税）

第61条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）および自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者および自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者または施行令第44条の2に規

（削除）

2 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する自動車については、この限りでない。

（自動車税のみならず課税）

第61条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、_____、買主を_____自動車所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を_____自動車所有者とみなして、自動車税を課する。

（削除）

定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車またはその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（自動車税の課税免除）

第62条 省略

（種別割の納税管理人）

第63条 種別割の納税義務者は、県内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合

（削除）

（日本赤十字社が所有する自動車に対する自動車税）

第62条 省略

（自動車税の納税管理人）

第63条 自動車税の納税義務者は、県内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合

も、同様とする。

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第64条 前条第3項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 省略

(環境性能割の課税標準)

第65条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3に規定するところにより算定した金額（第67条において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料とし

も、同様とする。

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第64条 前条第3項の認定を受けていない自動車税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 省略

(削除)

(削除)

て用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第9項に規定するもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第10項に規定するもの（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が施行規則第9条に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条および第73条の5第4項において同じ。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該

当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和4年度基準

エネルギー消費効率」という。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。)

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの
(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの
(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸

化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第21項に規定するもの（以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」とい

う。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

カ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

キ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第29項に規定するもの（以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第30項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効

率以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項および前項（第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれに

も該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める

窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第23項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効

率以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第26項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効
率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項および前2項（次項から第6項までにおいて読
み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以
外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とす
る。

4 第1項（第1号ア、イおよびオに係る部分に限る。）および第
2項（第1号ア、イおよびエに係る部分に限る。）の規定は、令
和4年度基準エネルギー消費効率および令和2年度基準エネルギ
ー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規
定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車で
あつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年
度において適用されるべきものとして定められたものを算定する
方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率
を算定している自動車について準用する。この場合において、次
の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第28項の規 定により読み替えて適 用される同条第1項
第1項第1号ア(イ)	施行規則第9条に規定 する基準エネルギー消 費効率（以下この条に	第4項に規定する基準 エネルギー消費効率で あつて平成22年度

	において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度	
	この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の80	この号および次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の173
第1項第1号ア(ウ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第28項の規定により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分

	の85	の184
第1項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号オ	第9条の4第5項	第9条の4第28項の規定により読み替えて適用される同条第5項
第1項第1号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
第2項第1号ア	第9条の4第16項	第9条の4第28項の規定により読み替えて適用される同条第16項
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号イ	第9条の4第17項	第9条の4第28項の規

		定により読み替えて適用される同条第17項
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ	第9条の4第19項	第9条の4第28項の規定により読み替えて適用される同条第19項
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

5 第1項（第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。）および第2項（第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同

条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の116
第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の123

第1項第2号ア	第9条の4第7項	第9条の4第29項の 規定により読み替 えて適用される同条第 7項
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の80	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の116
第1項第2号イ	第9条の4第8項	第9条の4第29項の 規定により読み替 えて適用される同条第 8項
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の85	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の123
第1項第3号ア	第9条の4第9項	第9条の4第29項の 規定により読み替 えて適用される同条第 9項
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の80	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の116
第1項第3号イ	第9条の4第10項	第9条の4第29項の 規定により読み替

		て適用される同条第 10項
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の85	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の123
第2項第1号ア	第9条の4第16項	第9条の4第29項の 規定により読み替え て適用される同条第 16項
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の70	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の102
第2項第1号イ	第9条の4第17項	第9条の4第29項の 規定により読み替え て適用される同条第 17項
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の75	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の109
第2項第2号ア	第9条の4第21項	第9条の4第29項の 規定により読み替え て適用される同条第 21項

第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第2号イ	第9条の4第22項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第22項
第2項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第3号ア	第9条の4第23項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第23項
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号イ	第9条の4第24項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第24項
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100	令和2年度基準エネルギー消費効率に100

分の75	分の109	
<p>6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)および第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。</p>		
<p>(環境性能割の免税点)</p>		
<p>第67条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p>		(削除)
<p>(環境性能割の徴収の方法)</p>		
<p>第68条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。</p>		(削除)
<p>(環境性能割の申告納付)</p>		
<p>第69条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するととも</p>		(削除)

に、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得価額が通常取引価額と著しく異なるときは、売買契約書その他当該自動車の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この節において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第9条の5に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第70条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合

(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、申告書または修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)で当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項および次項において同じ。)に相当する金額を表示した印影の押印を受けて、または当該環境性能割額に相当する現金を納付してしなければならない。

2 知事は、前項の規定により環境性能割額に相当する現金の納付があつたときは、申告書または修正申告書に納税済印を押さなければならない。

3 収納計器で表示する印影の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割の納付の方法の特例)

第70条の2 環境性能割の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下この条および第73条の10の2において「電子情報処理組織」という。)を使用して新規登録または移転登録の申請を行う場合において、同項の規定により電子情報処理組織を使用して、または法第747条の2第1項の規定により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して、第69条第1項の規定による申告書の提出

(削除)

(削除)

を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を施行規則第9条の16に規定する方法により納付しなければならない。

(環境性能割に係る不足税額等の納付)

第71条 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項の規定による更正または決定の通知、法第171条第7項の規定による過少申告加算金額または不申告加算金額の決定の通知および法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を納付書によつて納付しなければならない。

(削除)

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第72条 環境性能割の納税義務者が第69条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(削除)

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第73条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の

(削除)

設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申請書に当該自動車の取得が譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 前項の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事

に提出しなければならない。

7 知事は、第5項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第73条の2 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項および次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第9条の7に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前項の申請をする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

4 前条第7項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。この場合において、前条第7項中「第5項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。

(削除)

(環境性能割の減免)

第73条の3 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得をした者の申請によつて、規則で定めるところにより、環境性能割を減免する。

(1) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急自動車およびへき地巡回診療の用に供する自動車

(2) 次のいずれかに該当する自動車の取得であつて、知事が必要であると認めるもの

ア 身体障害者のうち規則で定める者（以下この号および第73条の14第1項第1号において「特定身体障害者」という。）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（次号において「戦傷病者」という。）のうち規則で定める者、都道府県知事もしくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者（次号において「知的障害者」という。）のうち規則で定める者（以下この号および第73条の14第1項第1号において「特定知的障害者」という。） または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(削除)

(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(次号において「精神障害者」という。)のうち規則で定める者(以下この号および第73条の14第1項第1号において「特定精神障害者」という。)(以下この号ならびに第73条の14第1項第1号および第2項においてこれらの者を「特定身体障害者等」という。)が専ら運転する自動車に係る当該特定身体障害者等の自動車の取得

イ 特定身体障害者等のために当該特定身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転する自動車に係る当該特定身体障害者等の自動車の取得(当該特定身体障害者等が年齢18歳未満の特定身体障害者である場合または特定知的障害者もしくは特定精神障害者である場合には、当該特定身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)

ウ 特定身体障害者等(特定身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該特定身体障害者等を常時介護する者が専ら運転する自動車に係る当該特定身体障害者等の自動車の取得(当該特定身体障害者等が年齢18歳未満の特定身体障害者である場合または特定知的障害者もしくは特定精神障害者である場合には、当該特定身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)

(3) 前号に掲げる自動車以外の自動車で、身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者(以下この号および第73条の

14第1項第2号においてこれらの者を「身体障害者等」という。）の利用に供し、または専ら身体障害者等が運転するために、特別の仕様により製造され、または特別の仕様によりその構造もしくは装置に変更が加えられた自動車であると知事が認めるもの

(4) 特定非営利活動法人が当該法人の設立の登記をした日から3年以内に無償で取得した自動車であつて、専ら当該法人の特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の用に供するもの

(5) 災害（自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限り。）により著しくその価値を減じた自動車であつて、知事が必要であると認めるもの

(6) 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を営業者が地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて取得した一般乗合用バス（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。第73条の5第1項第3号アにおいて同じ。）であつて、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（第73条の15第2項および第3項において「コミュニティバス路線」という。）の運行の用に供するもの（知事が必要であると認めるものに限る。）

第73条の5 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

ア 営業用

(ア) 一般乗合用バス _____

a～g 省略

(イ) 省略

イ 省略

(4)・(5) 省略

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項 _____
_____の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 省略

3 第1項第3号イに掲げる自動車のうち学校教育法 _____
_____第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学

第66条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

ア 営業用

(ア) 一般乗合用バス (道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（イ）ならびに第73条の5第1項および第2項において同じ。）

a～g 省略

(イ) 省略

イ 省略

(4)・(5) 省略

2 前項第2号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項 (同号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) 省略

3 第1項第3号イに掲げる自動車のうち学校教育法 (昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学

生、生徒、児童または幼児の通学の用に用いるものに対して課する種別割の税率は、同項_____の規定にかかわらず、同号ア(ア)に定める額とする。

4 第1項第5号ウ_____の規定を適用する場合において、当該自動車規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量の2分の1

_____に相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。ただし、当該自動車の車両総重量が24トンを超える場合には、当該自動車の最大積載量は、12トンとみなす。

(種別割の税率の特例)

第73条の6 積雪により、通常、1月以上自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の税率に、10分の10から積雪により自動車を運行の用に供することができない期間の月数(当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てるものとし、当該期間が4月以上である場合においては、当該月数は4とする。)に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じた税率とする。

(種別割の賦課期日)

第73条の7 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

生、生徒、児童または幼児の通学の用に用いるものに対して課する自動車税の税率は、同項(同号イに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同号ア(ア)に定める額とする。

4 第1項(第5号ウに係る部分に限る。)の規定を適用する場合において、当該自動車規則で定める自動車に該当するときは、当該自動車の車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。)の2分の1に

相当する重量を当該自動車の最大積載量とみなす。ただし、当該自動車の車両総重量が24トンを超える場合には、当該自動車の最大積載量は、12トンとみなす。

(自動車税の税率の特例)

第67条_____積雪により、通常、1月以上自動車を運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条の税率に、10分の10から積雪により自動車を運行の用に供することができない期間の月数(当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てるものとし、当該期間が4月以上である場合においては、当該月数は4とする。)に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じた税率とする。

(自動車税の賦課期日)

第68条_____自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第73条の8 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 省略

3 前条に規定する種別割の賦課期日後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の納税通知書)

第73条の9 種別割の納税通知書の様式は、規則で定める。

(種別割の徴収の方法)

第73条の10 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

2 種別割を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、納税通知書とその納期限前10日までに納税者に交付するものとする。

3 新規登録の申請があつた自動車について法第177条の10第1項の規定により課する種別割の徴収については、第73条の7に規定する種別割の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 種別割の納税義務者は、前項に規定する自動車について種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、第73条の11の規定により提出する申告書に収納計器で当該種別割

第69条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 省略

3 前条に規定する自動車税の賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の納税通知書)

第70条 自動車税の納税通知書の様式は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法)

第71条 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

2 自動車税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、納税通知書とその納期限前10日までに納税者に交付するものとする。

3 新規登録の申請があつた自動車について法第157条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、第68条に規定する自動車税の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 自動車税の納税義務者は、前項に規定する自動車について自動車税を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、第73条の規定により提出する申告書に知事が指定する証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）で当該自動車

第73条の11 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または移転登録の申請をするときは、その申請をした際に施行規則第9条の17に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 自動車が第73条の4の規定の適用を受けることとなつたときまたは受けることがなくなつたとき。
- (3)・(4) 省略
- (5) 第60条第3項の使用者となつたときまたは使用者でなくなつたとき。
- (6) 省略

2 省略

3 種別割の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第1項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(種別割に係る不申告に関する過料)

第73条の12 種別割の納税義務者または第61条第1項に規定する

第73条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで（7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）または同法第13条第1項の規定による移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に総務省令で定める申告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 自動車が第65条の規定の適用を受けることとなつたときまたは受けることがなくなつたとき。
- (3)・(4) 省略
- (5) 第60条第2項の使用者となつたときまたは使用者でなくなつたとき。
- (6) 省略

2 省略

3 自動車税の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第1項の規定の例により申告書を知事に提出しなければならない。

4 省略

(自動車税に係る不申告に関する過料)

第73条の2 自動車税の納税義務者または第61条第1項に規定する

自動車の売主が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 省略

(種別割 の減免)

第73条の13 知事は、災害によつて被害を受けた自動車に対しては、当該納税者の申請によつて種別割 を減免することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 第73条の4第2項第1号から第6号までに掲げる事項

(3) 省略

(身体障害者等に関する種別割 の減免)

第73条の14 知事は、次に掲げる自動車に対しては、規則で定めるところにより、種別割 を減免することができる。

(1) 次のいずれかに該当する自動車であつて、知事が必要であると認めるもの（1人の特定身体障害者等 _____

自動車の売主が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 省略

(自動車税の減免)

第73条の3 知事は、災害によつて被害を受けた自動車に対しては、当該納税者の申請によつて自動車税を減免することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、当該自動車について被害を受けた日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 第65条第2項第1号 _____ から第6号までに掲げる事項

(3) 省略

(身体障害者等に関する自動車税の減免)

第73条の4 知事は、次に掲げる自動車に対しては、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。

(1) 次のいずれかに該当する自動車であつて、知事が必要であると認めるもの（1人の特定身体障害者等（身体障害者のうち規則で定める者（以下この号において「特定身体障害者」という。））、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条

によつて徴収するものにあつては納期限（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の11の規定により提出する申告書に収納計器で第73条の10第4項に規定する印影の押印を受け、または当該種別割額に相当する現金を納付することによつて種別割額を払い込む際（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証等

を提示し、またはこれらの写しその他規則で定めるものを提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第73条の11の規定により提出する申告書に収納計器で第73条の10第4項に規定する印影の押印を受け、または当該種別割額に相当する現金を納付することによつ

によつて徴収するものにあつては納期限（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては、第73条の規定により提出する申告書に収納計器で第71条第4項に規定する印影の押印を受け、または当該自動車税額に相当する現金を納付することによつて自動車税を払い込む際（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類および運転免許証等（運転免許証その他運転免許を受けている者であることを証するものとして規則で定めるものをいう。）を提示し、またはこれらの写しその他規則で定めるものを提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

3 第1項第2号に係る減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収するものにあつては納期限（納期限後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該納期限の属する年度の2月末日）までに、証紙徴収の方法によつて徴収するものにあつては第73条の規定により提出する申告書に収納計器で第71条第4項に規定する印影の押印を受け、または当該自動車税額に相当する現金を納付することによつ

て種別割を 払い込む際（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

4・5 省略

（生活交通路線バス等の種別割 の減免）

第73条の15 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業

を営む者を所有する一般乗合用バスで、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（以下「生活交通路線」という。）の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるところにより、種別割 を減免することができる。

2 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が所有する一般乗合用バスで、コミュニティバス路線

の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるとこ

て自動車税を払い込む際（当該申告書の提出後において減免を必要とする理由が生じた場合その他知事が認める場合には、当該申告書の提出の日の属する年度の2月末日まで）に、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

4・5 省略

（生活交通路線バス等の自動車税の減免）

第73条の5 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。次項において同じ。）を営む者が所有する一般乗合用バスで、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下

であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線（以下「生活交通路線」という。）の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるところにより、自動車税を減免することができる。

2 知事は、地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が所有する一般乗合用バスで、コミュニティバス路線（知事が地域住民の生活上必要であると認めて指定したバス路線をいう。次項において同じ。）の運行の用に供されるものに対しては、規則で定めるとこ

ろにより、種別割を減免することができる。

3 前2項の減免を受けようとする者は、毎年第73条の8第1項に規定する納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 第73条の4第2項第1号、第4号および第5号に掲げる事項
(2)・(3) 省略

(商品中古自動車の種別割の減免)

第73条の16 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が所有する自動車で、第73条の7に規定する種別割の賦課期日において次に掲げる要件に該当するものに対しては、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車に係る種別割の年税額のうち当該年税額の12分の3に相当する額を減免することができる。

- (1)・(2) 省略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略

- (3) 第73条の4第2項第5号および第6号に掲げる事項

第74条～第146条 省略

ろにより、自動車税を減免することができる。

3 前2項の減免を受けようとする者は、毎年第69条第1項に規定する納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 第65条第2項第1号、第4号および第5号に掲げる事項
(2)・(3) 省略

(商品中古自動車の自動車税の減免)

第73条の6 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商である中古自動車販売業者が所有する自動車で、第68条に規定する自動車税の賦課期日において次に掲げる要件に該当するものに対しては、当該中古自動車販売業者の申請により、当該自動車に係る自動車税の年税額のうち当該年税額の12分の3に相当する額を減免することができる。

- (1)・(2) 省略

2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要であると認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略

- (3) 第65条第2項第5号および第6号に掲げる事項

第74条～第146条 省略

付 則

第1条～第4条の2 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者および扶養親族（年齢16歳未満の者および第21条第1号アの表に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)・(2) 省略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項および附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 省略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

付 則

第1条～第4条の2 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者および扶養親族（年齢16歳未満の者および第21条第1号アの表に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)・(2) 省略

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、第314条の6から第314条の8まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第5項および附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

2 省略

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の3 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額

がある

場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額

(この項の

規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産(法附則第4条第1項第1号に規定する買換資産をいう。)に係る住宅借入金等

の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで

第4条の3 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額(法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。)

がある

場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。)

(この項の

規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産(法附則第4条第1項第1号に規定する買換資産をいう。)に係る住宅借入金等(同項第3号に規定する住宅借入金等をいう。)

の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで

提出されたものおよびその時まで提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、付則第13条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第4条第1項に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 省略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の4 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額

がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けていると

提出されたものおよびその時まで提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、付則第13条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第4条第1項に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 省略

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除)

第4条の4 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額(法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額をいう。以下この条において同じ。)

がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、付則第13条第1項後段および第3項第1号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けていると

きは、この限りでない。

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額

(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、付則第13条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第4条の2第1項に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

きは、この限りでない。

2 省略

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。)

(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項または第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、付則第13条第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第4条の2第1項に規定するところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額または山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 省略

第4条の5～第5条の3 省略

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条および付則第21条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がな

4 省略

第4条の5～第5条の3 省略

(削除)

かつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額または課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号。以下この項において「平成18年所得税法等改正法」という。）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）第4条の規定により読み替えられた平成18年所得税法等改正法第1条の規定による改正前の所得税法第2編第3章第1節の規定を適用して計算した所得税の額

イ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第8条の4第1項（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号。以下この項において「平成20年所得税法等改正法」という。）附則第32条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第25条第2項、第28条の4第1項、第31条第1項（同法第31条の2または第31条の3の規定により適用される場合を含む。）、第32条第1項もしくは第2項、第37条の10第1項（平成20年所得税法等改正法附則第43条第2項の規定により適用される場合

を含む。)もしくは第41条の14第1項または租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。付則第14条の5において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2第16項、第18項、第20項、第22項もしくは第24項の規定による所得税の額の合計額

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額、租税特別措置法第10条から第10条の5の4までおよび第10条の6(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条または所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の3および第21条の4の規定の適用については、第21条の3中「前3条」とあるの

は「前3条および付則第5条の4第1項」と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則附則第2条の3に定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。

4 県民税の所得割の納税義務者が法第45条の3第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町長に提出することができる。

5 前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町長に提出されたものとみなす。

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは_____平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額_____の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41

第5条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条および付則第21条において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には_____、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41

条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律_____第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律_____第2条または所得税法第95条もしくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の3および第21条の4の規定の適用については、第21条の3中「前3条」とあるのは「前3条および付則第5条の4の2第1項」と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4の2第1項」とする。

条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41条の2または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年または平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3もしくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条または所得税法第95条もしくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の3および第21条の4の規定の適用については、第21条の3中「前3条」とあるのは「前3条および付則第5条の4第1項_____」と、第21条の4中「前条まで」とあるのは「前条までおよび付則第5条の4第1項_____」とする。

3 省略

第5条の5～第5条の9 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

- 第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。
- 2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものまたは免税

3 省略

第5条の5～第5条の9 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

- 第6条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。
- 2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものまたは免税

対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3・4 省略

（個人の県民税の寄附金税額控除における申告の特例に係る申告特例控除額の控除）

第6条の2 省略

2 前項の申告特例控除額は、第21条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所

対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 省略

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第18条から第21条の3まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3・4 省略

（個人の県民税の寄附金税額控除における申告の特例に係る申告特例控除額の控除）

第6条の2 省略

2 前項の申告特例控除額は、第21条の2第2項に規定する特例控除額に、次の表の左欄に掲げる第20条第2項に規定する課税総所

得金額から第21条第1号アに掲げる金額

_____を控除した金額の区分
に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

省略

第7条～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の1

得金額から第21条第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

省略

第7条～第7条の3 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の1

3第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2～5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、

3第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第8条 省略

2～5 省略

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1）に相当する額を価格から控除する。

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和13年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、

「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8～11 省略

12 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13・14 省略

15 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第12条の2の2第1項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、当該不

「については」とあるのは「については、当該取得が令和13年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8～11 省略

12 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第18条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従って行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13・14 省略

15 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第13条の6に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第13条第1項 _____ に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不

動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(新設)

第8条の2～第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 省略

2～7 省略

8 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律_____第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合に

動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

16 診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者または管理者が同法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域のうち政令で定める区域において診療所の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除するものとする。

第8条の2～第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 省略

2～7 省略

8 鉄道事業または軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第2項ただし書に規定する特定貨物輸送事業者または同法第129条第2項ただし書に規定する特定旅客輸送事業者に限る。次条において「特例対象事業者」という。）のうち法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、当該適用を受けて製造を行つた炭化水素油（第54条第3項に規定する炭化水素油をいう。）である軽油を鉄道用車両または軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合に

は、当該軽油の消費については、第55条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除の特例）

第10条の2の6の2 法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

（軽油引取税の税率の特例）

第10条の2の7 軽油引取税の税率は、第58条の4の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第10条の2の8 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初

は、当該軽油の消費については、第55条第1項（第5号（軽油の消費に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除の特例）

第10条の2の7 法附則第12条の2の8第3項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第58条の12第1項の規定の適用については、同項中「施行規則第8条の39第1項に規定する事項」とあるのは「施行規則第8条の39第1項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事項」と、「同条第2項に規定する報告書および同項に規定する書類」とあるのは「施行規則第8条の39第2項（施行規則附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する報告書および施行規則第8条の39第2項に規定する書類」とする。

（削除）

（削除）

日以後に第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第54条第1項もしくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油もしくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費もしくは第55条第1項各号の軽油の消費、譲渡もしくは輸入が行われた場合または同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第54条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(法附則第12条の2の10第1項の条例で定める路線)

第10条の2の9 法附則第12条の2の10第1項の条例で定める路線は、国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町から車両を購入するための補助金を受けて取得した第73条の3

(削除)

第1項第6号に規定する一般乗合用バスが運行される路線（当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。）とする。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第10条の2の10 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第66条第1項または第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量もしくは粒子状物質の排出量またはエネルギー消費効率についての基準

（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第66条第1項または第2項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第69条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請

（削除）

に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関するこの条例の規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の11 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項（これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1項（第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2項（第4項から第6項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>

(削除)

第3項

100分の3

100分の2

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項および次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。）で最初の第61条第3項に規定する新規登録（以下この条から付則第10条の3の2までにおいて「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項第1号および第3項第1号において「基本方針」という。）に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8

(削除)

条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号および第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の11第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造および設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 乗用車（施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。）、バス（同条第12項に規定するものに限る。）または車両

総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第10項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第13項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第73条の5第1項第1号ア（ア）に規定する電気自動車をいう。次項第1号および次条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガ

（自動車税_____の税率の特例）

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第66条第1項第1号ア（ア）_____に規定する電気自動車をいう。次項第1号および次条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガ

スを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第9条の2第1項に規定するものをいう。次項第2号ならびに次条第4項および第5項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第4項および第5項において同じ。)およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう。

次条第4項および第5項において同じ。)ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第73条の5第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 第66条第1項第1号に規定するガソリン自動車(次項第4号

スを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。次項第2号ならびに次条第4項および第5項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。次条第4項および第5項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。次条第4項および第5項において同じ。)およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第1号ならびに次条第4項および第5項において同じ。)ならびに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、第66条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車およびキャンピング車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税にに係る同条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自

および第3項第1号において「ガソリン自動車」という。）または同条第1項第2号に規定する石油ガス自動車（次項第5号および第3項第2号において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第66条第1項第3号に規定する軽油自動車（次項第6号および第3項第3号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割

動車をいう。第3項第1号において同じ。）または石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号および第3項第1号において同じ。）に該当するものを除く。同項第2号において同じ。）で平成27年3月31日までに最初の第65条第2項に規定する新規登録（以下この条ならびに次条第1項および第2項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第66条第1項 および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税

に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第66条第1項第1号ア(ア) aに規定する排出ガス保安基準（以下この号_____において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するものまたは同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（_____車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの_____にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 第66条第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第1号ア(ア) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2

に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号および次項各号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定める_____ものに適合するものまたは同条第1項_____の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定める_____もの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定める_____もの

(3) _____充電機能付電力併用自動車

(削除)

分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号ア（ア）bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第1号ア（イ）に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号ア（ウ）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項および次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第66条第1項第2号ア（ア）aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号ア（ア）bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(削除)

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、第66条第1項第3号ア（ア）に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）または同条第1項第3号ア（ア）に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項第1号アおよび第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつ

(削除)

省略

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第66条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるも

て、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつ

のに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項および付則第10条の3の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号および第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号および第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものま

て、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

- (3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準または平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円

たは窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

- (3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものまたは同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

第10条の3の2 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和元年滋賀県条例第5号）付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項および次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）第2条の規定による改正前の滋賀県税条例（以下この項および次項において「平成28年改正前の滋賀県税条例」という。）第59条の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（次項において「平成28年改正前の法」という。）第146条その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）または同日までに法の施行地外において第60条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供

第10条の3の2 滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和元年滋賀県条例第5号）付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項および次項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号）第2条の規定による改正前の滋賀県税条例（以下この項および次項において「平成28年改正前の滋賀県税条例」という。）第59条の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（次項において「平成28年改正前の法」という。）第146条その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）または同日までに法の施行地外において運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供

されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第73条の5第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて平成28年改正前の滋賀県税条例第59条の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）または同日までに法の施行地外において第60条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第73条の5第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げるキャンピング車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

3 第73条の5第1項第5号イ（（ア）を除く。）の規定は第1項

されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税_____の税率は、第66条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

2 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて平成28年改正前の滋賀県税条例第59条の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）または同日までに法の施行地外において_____運行に相当するものとして総務省令で定める_____ものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税_____の税率は、第66条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げるキャンピング車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

3 第66条第1項第5号イ_____（（ア）を除く。）の規定は第1項

の規定の適用を受ける自家用の乗用車について、第73条の6の規定は第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車および前項の規定の適用を受けるキャンピング車について準用する。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

- 5 第2項の規定の適用を受けるキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

（自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第10条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項または第3項に規定する窒素酸化物

の規定の適用を受ける自家用の乗用車について、第67条の規定は第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車および前項の規定の適用を受けるキャンピング車について準用する。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税_____に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

- 5 第2項の規定の適用を受けるキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税_____に係る第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

（自動車税_____の賦課徴収の特例）

第10条の3の3 知事は、自動車税_____の賦課徴収に関し、自動車が付則第10条の3第2項または第3項に規定する窒素酸化物

の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項または第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第73条の8の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定（第73条の11および第73条の12を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種

の排出量またはエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項または第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定または評価であつて、当該認定または評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定める_____ものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする。

2 知事は、納付すべき自動車税_____の額について不足額があることを第69条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税_____に関する規定（第73条および第73条の2を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税_____

別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第10条の4・第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第11条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等

_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第10条の4・第11条 省略

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第11条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第11条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第11条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第11条の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同条第2項に規定する特定上場株式等

21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第12条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第12条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

4 省略

5 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第12条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第12条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

4 省略

5 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第13条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第13条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

4 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に

(4)・(5) 省略

4 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に

規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 省略

第13条の2の2・第13条の3 省略

（短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第14条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条

規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3・4 省略

第13条の2の2・第13条の3 省略

（短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第14条 省略

2・3 省略

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条

の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

5 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 省略

の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

5 省略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の2 省略

2 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の2第1項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

4 省略

第14条の2の2～第14条の3の4 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割

4 省略

第14条の2の2～第14条の3の4 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第14条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) 省略

(3) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、付則第5条の5中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

3 省略

第14条の4の2 省略

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第14条の5 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法

第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算して得た金額に相当する県民税の所得割を課する。

の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(4)・(5) 省略

3 省略

第14条の4の2 省略

(条約適用利子等および条約適用配当等に係る県民税の課税の特例)

第14条の5 県民税の所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下この条において「租税条約等実施特例法」という。）

第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等については、第18条および第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の2を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の2の税率）を乗じて計算して得た金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項および付則第5条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の5第1項に規定する条約適用利子等の額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 省略

3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項、付則第5条の4の2第1項および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項、付則第5条の4第1項および付則第5条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の

(3) 省略

3・4 省略

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第21条から第21条の4まで、付則第5条第1項、付則第5条の4第1項_____および付則第5条の5の規定の適用については、第21条、第21条の2第1項前段、第21条の3および第21条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、第21条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項後段および同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第5条第1項中「配当に係るもの」とあるのは「配当等に係るものおよび付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項および付則第5条の4第1項_____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額」と、付則第5条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額および付則第14条の5第3項に規定する条約適用配当等の

額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 省略

6 省略

第15条～第20条 省略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法

_____第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中 _____同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第5条の4第1項	租税特別措置法第41条 または第41条の2の2	東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律 （平成23年法律第29号）第13条第1項の規
------------	----------------------------	---

額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、付則第5条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第14条の5第3項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 省略

6 省略

第15条～第20条 省略

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条において「震災特例法」とい

う。）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4 _____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削除)		
------	--	--

		定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2	
付則第5条の4第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2	(削除)
付則第5条の4第1項第3号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法	(削除)

		律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法			
付則第5条の4の2第1項	租税特別措置法第41条または第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2	第1項	租税特別措置法第41条または第41条の2の2	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条または同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2
付則第5条の4の2第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定	第1項第1号	租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定

	条の2	により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2		条の2	により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項までもしくは第10項から第21項までもしくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
付則第5条の4の2第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法	第1項第2号	租税特別措置法第41条、第41条の2の2、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2もしくは租税特別措置法

	29号) 第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第10項まで
住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項または第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成27年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)
当該金額	当該住宅借入金等の金額
これらの規定	租税特別措置法第41条第2項から第4項までもしくは第41条の2、 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係

		法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第10項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第41条第1項
付則第5条の4の2第1項第1号	または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5

項までもしくは第7項
から第11項まで

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失し、または損壊した家屋（以下この項および次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第22条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失し、または損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、または所在していたものに限る。以下この項において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当

て課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行つた法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居

3 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。）が市町村長または都道府県知事に対して行つた法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。付則第25条第1項において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居

住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第5項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

6 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動

住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

4 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。）（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動

産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車の取得に係る自動車税の環境性能割の納税義務の免除等）

第23条 対象区域内自動車等（避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の法附則第52条第2項各号に掲げる自動車または法第442条第5号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項において「自動車等」という。）を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等をいう。以下同じ。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令

産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

第23条および第24条 削除

附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が自動車等で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第24条 付則第10条の2の8の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に係る自動車税の種別割の納税義務の免除等）

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間 令和元年度分および令和2年度分

(2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間 令和2年度分および令和3年度分

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

4 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当すること

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第25条 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車または法第442条第3号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものを当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車が、次に掲げる自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第60条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

(2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当

となつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第60条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、または同条第11項に規定する引取業者（次号アにおいて「引取業者」という。）に引き渡したものの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したものまたは同日から9月以内に解体したもの

(3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、または引取業者に引き渡したもの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したものまたは同日から9月以内に解体したもの

第26条～第28条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第3項および第21条第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

第30条 省略

第26条～第28条 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4第3項 および第21条第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

第30条 省略

合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例新旧対照表（付則第12項関係）

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条の規定に基づき、<u>自動車税の種別割の賦課徴収</u>について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割の税率</u>）</p> <p>第1条の2 合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税の<u>種別割の税率</u>は、<u>条例第73条の5</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の<u>種別割の徴収の方法</u>）</p>	<p style="text-align: center;"><u>合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第4条の規定に基づき、<u>自動車税_____の賦課徴収</u>について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税_____の税率）</p> <p>第1条の2 合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等の所有に係る自動車に対する自動車税_____の税率は、<u>条例第66条___</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税_____の徴収の方法）</p>

第2条 前条に掲げる自動車に対する自動車税の種別割は、条例第73条の8から第73条の10までの規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

(自動車税の種別割の証紙徴収の手続)

第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、毎年5月中(賦課期日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の種別割の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。

2 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法(昭和25年法律第226号)第177条の10第1項の規定により課する種別割を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の種別割を払い込まなければならない。

3 省略

4 前3項の場合において自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

5 省略

(自動車税の種別割の還付請求の手続)

第4条 自動車税の種別割の納税義務者は、過誤納金がある場合に

第2条 前条に掲げる自動車に対する自動車税_____は、条例第69条から第71条_____までの規定にかかわらず、この条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によつて徴収する。

(自動車税_____の証紙徴収の手続)

第3条 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税_____の納税義務者は、毎年5月中(賦課期日後に自動車税_____の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税_____の納税義務の発生した月の翌月中)において、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車税_____を払い込まなければならない。

2 第1条の2に掲げる自動車に対する自動車税の_____納税義務者は、新規登録の申請があつた自動車について地方税法(昭和25年法律第226号)第157条第1項_____の規定により課する自動車税を払い込むときは、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該自動車について新規登録の申請をした際に、県の発行する証紙を知事から購入して、当該自動車の自動車税を払い込まなければならない。

3 省略

4 前3項の場合において自動車税_____の納税義務は、購入した証紙に検印を受けたときに完了するものとする。

5 省略

(自動車税_____の還付請求の手続)

第4条 自動車税_____の納税義務者は、過誤納金がある場合に

において還付の請求をしようとするときは、過誤納金還付請求書に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 自動車税の種別割の納税済証紙

(2) 省略

2 省略

(合衆国軍隊の所有する自動車の使用者に対する課税)

第5条 合衆国軍隊の所有する自動車のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、その使用者に対して自動車税の種別割を課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、この限りでない。

2 第1条の2から前条までの規定は、前項の規定により課する自動車税の種別割について準用する。

第6条以下 省略

において還付の請求をしようとするときは、過誤納金還付請求書に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 自動車税_____の納税済証紙

(2) 省略

2 省略

(合衆国軍隊の所有する自動車の使用者に対する課税)

第5条 合衆国軍隊の所有する自動車のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するものについては、その使用者に対して自動車税_____を課する。ただし、公用または公共の用に供するものについては、この限りでない。

2 第1条の2から前条までの規定は、前項の規定により課する自動車税_____について準用する。

第6条以下 省略

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（令和元年滋賀県条例第5号）新旧対照表（付則第13項関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定ならびに付則第3項および付則第5項から第8項までの規定 令和元年10月1日</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第3条中滋賀県税条例付則第10条の3に1項を加える改正規定、同条例付則第10条の3の2第6項から第9項までを削る改正規定および同条例付則第10条の3の3第1項の改正規定ならびに付則第9項の規定 令和3年4月1日</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 <u>平成24年4月1日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号。以下「平成28年改正地方税法」という。）附則第1条第5号の4に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成28年改正地方税法第2条の規定による改正</u></p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定ならびに付則第3項、<u>第5項および第6項</u>の規定 令和元年10月1日</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 第3条中滋賀県税条例付則第10条の3に1項を加える改正規定、同条例付則第10条の3の2第6項から第9項までを削る改正規定および同条例付則第10条の3の3第1項の改正規定ならびに付則第7項の規定 令和3年4月1日</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>(削除)</p>

前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年旧地方税法」という。）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に28年旧地方税法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域（以下「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「元年10月新地方税法」という。）附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（以下「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、元年10月新条例付則第23条第1項ならびに第25条第1項および第4項の規定を適用する。

8 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る28年旧地方税法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年10月新地方税法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、元年10月新条例付則第23条第1項ならびに第25条第1項および第4項の規定を適用する。

9 省略

(削除)

7 省略